

行動計画記載の内容	
2. 人権が尊重される社会の形成	
(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組	
① 配偶者等からの暴力の防止	
相談事業	電話相談、メール相談、面接相談など、専門的な研修を受けた犯罪被害相談員による相談業務を行います。
被害者への直接的支援事業	被害者の希望に応じて、警察署、病院、法廷等への付き添い、情報提供等を行います。
啓発活動等	関係機関との連携や支援活動に関する広報啓発活動、被害者等に関する調査及び研究等を行います。
② 性暴力・ストーカー等の防止	
相談事業	電話相談、メール相談、面接相談など、専門的な研修を受けた犯罪被害相談員による相談業務を行います。(再掲)
被害者への直接的支援事業	被害者の希望に応じて、警察署、病院、法廷等への付き添い、情報提供等を行います。(再掲)
啓発活動等	関係機関との連携や支援活動に関する広報啓発活動、被害者等に関する調査及び研究等を行います。(再掲)